

火の用心 ことばを形に 習慣に

# 秋季火災予防運動



富士市消防防災キャラクター「ふじ坊」

火災が発生しやすい季節を迎え、市消防本部では、11月9日(木)から15日(水)までの1週間、秋季火災予防運動を実施します。

期間中、火災発生の防止と、火災による死傷者の発生を減少させることに重点を置き、ひとり暮らしの高齢者の防火診断を行うほか、住宅用火災警報器の設置や、適切な維持管理を呼びかけます。



「5つですか?」  
住宅用火災警報器!

## ■住宅用火災警報器を設置しましょう

住宅用火災警報器は、富士市火災予防条例で、全ての住宅の寝室・階段(寝室が1階以外にある場合)に設置が義務づけられています。

## ■住宅用火災警報器を点検しましょう

火災時にきちんと作動するよう、定期的に警報音の確認をしましょう。

テストボタンを押す、またはひもを引くことで確認ができます。

## ■10年を目安に本体交換をお勧めします

古くなると電子部品の故障や電池切れなどにより、火災を感じしなくなる可能性があります。

## 【第31回消防まつり】

とき/11月12日(日) 9時~13時30分  
※小雨決行。

ところ/市役所北側駐車場

内容/消防体験コーナー、各種展示  
・出店、消防クイズ、幼年消防クラブの演技、消防音楽隊及びカラーガード隊による演奏など

※詳しくは、市ウェブサイトをのぞってください。

「市ウェブサイト」くらしと市政↓防災・安全  
安心↓消防・救急↓消防の組織↓富士市消防まつり

問い合わせ/消防本部消防総務課

☎(55)2851 ☎(53)4633



問い合わせ/消防本部予防課

☎(55)2859

FAX(53)4633

# 税金は納期限内納付をお願いします

11・12月は、県内一斉の滞納整理強化月間です

静岡県・県内全市町・静岡地方税滞納整理機構が連携し、滞納整理の強化や積極的な広報に取り組みます。

## ◆納税は国民の義務です

納税は国民の三大義務の1つです。納付していただいた税金は、福祉や医療、教育、道路・河川・公共施設の整備及び維持管理、そのほか各種サービスを行うために使われます。市税を滞納すると、納期どおりに納めている大多数の人の公平性を欠くこととなります。また、市の財政を圧迫し、行政サービスのための財源確保に支障を来すこととなります。

## ◆税金を納めず放置すると…

滞納期間や税額によっては延滞金が発生し、本来納めるべき税額より多く納めることとなります。

また、納期限までに納付されず、督促しても放置した場合は、滞納処分を執行します。給与・預金・生命保険などの債権、不動産、自動車などの財産が差し押さえの対象となります。

## ◆地方税法などに基(き)づく滞納処分の流れ

督促状の発送  
原則、納期限を経過してから20日以内に督促状を発送します。

### 財産調査

金融機関、勤務先、生命保険会社、取引先などに対し、質問及び検査を行います。

### 財産の差し押さえ

財産調査で判明した財産(預貯金、給与、生命保険、売掛金、賃料などの債権や不動産、自動車など)を差し押さえます。

### 換価・配当

差し押さえた財産は、「取立」や「公売」により換価(換金)します。換価して得た代金は滞納金(市税、延滞金)に充当します。

## ◆納付が困難な場合は早目にご相談ください

災害や病気、失業や事業の廃止など、やむを得ない理由により納期限までに納付できない場合は、早目に収納課へご相談ください。



問い合わせ 収納課 ☎ 55-2730・55-2771